

○札幌市民ホール条例施行規則

平成20年10月30日教育委員会規則第11号

改正

平成28年5月17日教育委員会規則第6号

平成30年3月8日教育委員会規則第2号

札幌市民ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市民ホール条例（平成19年条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認等)

第2条 条例第4条第1項の規定により条例別表に掲げる施設（以下「有料施設」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市民ホール使用承認申請書（様式1）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会は、有料施設の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させたいえ、申請者に対し市民ホール使用承認書（様式2）を交付する。ただし、委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料について使用後の納付を認めることができる。

(特別設備等承認申請書)

第3条 条例第8条第1項の規定により有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、あらかじめ市民ホール特別設備等承認申請書（様式3）を委員会に提出しなければならない。

(備付物件の使用料)

第4条 条例別表の規定により委員会が定める備付物件の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減額又は免除)

第5条 条例第5条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市民ホール使用料減額（免除）申請書（様式4）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、使用料の減額又は免除を決定したときは、市民ホール使用料減額（免除）決定通知書（様式5）を交付する。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第6条 条例第6条ただし書の委員会が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 有料施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することのできない事由により使用不能となった場合
- (2) 条例第10条第5号の規定により有料施設の使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用者がその使用する日の15日前（大ホールを使用する場合にあっては、その使用する日の60日前）までに有料施設の使用の承認の取消し又は変更を申し出た場合であって、委員会がこれについて相当の事由があると認めるとき。

（催物のプログラム等の提出）

第7条 使用者は、有料施設を音楽会、舞踊会、演劇会その他これらに類する催物のために使用しようとする場合は、当該使用に係るプログラム等を定め、当該使用の日の7日前までに委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

（使用期間の制限）

第8条 有料施設の使用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（遵守事項）

第9条 札幌市民ホール（以下「市民ホール」という。）を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設、備品、展示物等を適切に取り扱うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

2 使用者は、有料施設の使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場人数は各室の定員内とし、入場者の整理を適切に行うこと。
- (2) 使用の承認を受けた施設及び設備以外は使用しないこと。

（販売行為等の禁止）

第10条 市民ホールを利用する者は、市民ホールにおいて販売（使用者が行うプログラムの販売を除く。）又は金品の寄附募集等の行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、市民ホール販売行為承認申請書（様式6）を委員会に提出して承認を受けた場合は、この限りでない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第11条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に市民ホールの管理を行わせる場合における第2条、第3条、第7条、第8条及び前条の規定の適用については、これらの規定（第2条第1項を除く。）中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、「教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項本文中「使用料を納付させた」とあるのは「利用料金を支払わせた」と、「様式2」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同項ただし書中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「納付」とあるのは「支払」と、第3条中「様式3」とあり、及び前条ただし書中「様式6」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

2 条例第15条第5項の委員会が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 第6条第1号又は第2号に掲げる場合

(2) 使用者がその使用する日の15日前（大ホールを使用する場合にあっては、その使用する日の60日前）までに有料施設の使用の承認の取消し又は変更を申し出た場合であって、指定管理者がこれについて相当の事由があると認めたとき。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により条例の施行前において行われる使用承認等の手続、利用料金の支払手続その他市民ホールを供用するために必要な準備行為については、この規則に規定する手続の例による。

附 則（平成28年（教）規則第6号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年（教）規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表

	物件名		単位	料金（円）	摘要
大 ホ ー ル 照 明	Aセット	ボーダーライト 2列	1式	33,700	1列当たり130ワット×72灯
		アッパー水平ライト			500ワット×64灯
		ローア水平ライト			300ワット×64灯、85ワット×96

設備				灯	
	スポットライト 50台			1台当たり1キロワット	
	スポットライト 50台			1台当たり1.5キロワット	
	Bセット	ボーダーライト 2列	1式	23,700	1列当たり130ワット×72灯
		アッパーホリゾンライト			500ワット×64灯
		ローアホリゾンライト			300ワット×64灯、85ワット×96灯
		スポットライト 42台			1台当たり1キロワット
		スポットライト 24台			1台当たり1.5キロワット
	Cセット	ボーダーライト 2列	1式	22,200	1列当たり130ワット×72灯
		スポットライト 50台			1台当たり1キロワット
		スポットライト 32台			1台当たり1.5キロワット
	Dセット	ボーダーライト 2列	1式	10,800	1列当たり130ワット×72灯
		スポットライト 20台			1台当たり1キロワット
		スポットライト 16台			1台当たり1.5キロワット
	ボーダーライト	1列	1,900	130ワット×72灯	
	アッパーホリゾンライト	1列	3,800	500ワット×64灯	
	ローアホリゾンライト	1列	3,400	300ワット×64灯、85ワット×96灯	
	クセノンピンスポットライト	1台	3,600	2キロワット	
	LEDピンスポットライト	1台	1,200	143ワット	
	スポットライト	1台	150	500ワット	
スポットライト	1台	260	1キロワット		
スポットライト	1台	400	1.5キロワット		
反響板ライト	1式	2,500	500ワット×42灯		
簡易ローアホリゾンライト	1台	370	85ワット×12灯		
カッターライト	1台	800	575ワット		
エフェクトマシン	1台	800			
エフェクト用スポット	1台	650	1キロワット		

	エフェクト用レンズ	1台	120	
	波エフェクトマシン	1台	950	500ワット×2灯
	スパイラルマシン	1台	900	
	スライドキャリア	1台	310	
	エフェクト用種板	1枚	120	荒雲、波、雨、炎
	ミラーボール	1台	960	240ミリ×400ミリだ円形、450ミリ丸型
	ライト用スタンド	1台	150	
	ライト用スタンド(平置)	1台	100	
	カラーフィルタ	1枚	90	
	持込照明設備	1台	1日当たり 120	
大ホール 音響 設備	音響調整卓	1台	2,500	
	入出力調整架	1台	530	
	プロセニアムスピーカー	1組	3,000	上、下、中央の3組
	サイドスピーカー	1式	3,200	
	ステージフロントスピーカー	1式	600	
	固定ハネ返りスピーカー	1式	600	
	舞台移動型スピーカー	1式	1,500	
	移動型モニタースピーカー	1台	600	スタンド付
	ワイヤレスインターカム装置	1台	400	子機1台当たり
	3点づりマイク装置	1式	600	
	アナウンスボックス	1式	1,000	マイクロホン付
	ワイヤレスマイクロホン	1本	3,000	受信機付
	マイクロホン(ダイナミック型)	1本	1,000	スタンド付
	マイクロホン(コンデンサー型)	1本	1,200	スタンド付
	CDプレーヤー	1台	600	
	オーディオレコーダー	1台	1,000	
DVDプレーヤー	1台	1,200		

	カセットテープレコーダー	1台	600		
	持込音響設備	1式	1日当たり2キロワット以上 12,100		
大ホール 舞台 設備	映写スクリーン	1式	3,200		
	反響板	1式	4,800		
	譜面台	1台	110		
	譜面灯	1台	100		
	所作台	1式	12,100		
	平台	1台	240		
	金びょうぶ	1双	2,400		
	地がすり	1枚	1,000		
	ひ毛せん	1枚	400		
	演台	1式	1,200	花台、書見台付	
	講演台	1台	400		
	指揮者台	1台	200		
	指揮者用譜面台	1台	100		
	上敷	1枚	190		
	暗転幕	1枚	600		
	テーブル	1台	100		
楽器 設備	フルコンサートピアノ（日本製）	1台	6,500	調律料は実費	
	フルコンサートピアノ（外国製）	1台	12,100	調律料は実費	
大ホール 映写 設備	プロジェクター	1台	25,100	メディアコンバーター付	
会議室 設備	音響セット	増幅器	1式	1,100	第1会議室・第2会議室用
		カセットテープレコーダー			
		ワイヤレスマイクロホン	1式	1,100	受信機付
		マイクロホン	1本	240	

	移動型アンプ	1台	800	
	プロジェクター	1台	810	
	テレビモニター	1式	500	ビデオデッキ付
その他	展示用パネル	1枚	110	
	移動用スクリーン	1面	240	
	シャワー室	1室	1,100	
	持込器具電源	1器種	200	1キロワットまで(1キロワットを超えるものについては、1キロワットまでごとに200円を加算した額)
	特殊電源	1日	6,000	10キロワットまで(10キロワットを超えるものについては、1キロワットまでごとに600円を加算した額)

備考

- 1 この表に規定する使用料は、特に明示したものを除き、条例別表の午前、午後及び夜間の各使用時間区分において使用する場合の金額である。
- 2 条例別表に定める全日の時間区分における使用（以下「全日使用」という。）に係る備付物件（持込照明設備、持込音響設備及び特殊電源を除く。）の使用料は、この表に規定する金額の3倍の額とする。
- 3 委員会が条例別表に定める使用時間区分を超過し、又は繰り上げて使用することを認めた場合の備付物件の使用料は、この表に規定する金額に、当該超過又は繰上時間1時間につき、全日使用の場合の1時間当たりの金額を3割増した額を加算した額とする。
- 4 条例別表に定める使用時間区分に満たない使用であっても、当該時間区分を満たした使用とみなす。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 6 照明設備のAセットからDセットまでの使用料については、各セットに組み込まれた物件の一部を使用しない場合でも、使用料の減額を行わない。

7 ボーダーライトの使用料については、1列のみ使用する場合は無料とし、2列使用する場合はそのうち1列分を無料とする。

札幌市民ホール条例施行規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）新旧対照表

現 行					改 正 後					備 考	
別表					別表						
	物件名	単位	料金(円)	摘要		物件名	単位	料金(円)	摘要		
大ホール照明設備	Aセット	(省略)	一式	<u>33,700</u>	(省略)	Aセット	(現行のとおり)	一式	<u>33,600</u>	(現行のとおり)	機器更新後の使用料の額の見直しに伴う改定
	Bセット	(省略)	一式	<u>23,700</u>	(省略)	Bセット	(現行のとおり)	一式	<u>23,600</u>	(現行のとおり)	同上
	Cセット	(省略)	一式	<u>22,200</u>	(省略)	Cセット	(現行のとおり)	一式	<u>21,500</u>	(現行のとおり)	同上
	Dセット	(省略)	一式	<u>10,800</u>	(省略)	Dセット	(現行のとおり)	一式	<u>10,200</u>	(現行のとおり)	同上
	ボーダーライト		1列	<u>1,900</u>	(省略)	ボーダーライト		1列	<u>1,100</u>	(現行のとおり)	同上
	アッパーホリゾントライト		1列	<u>3,800</u>	(省略)	アッパーホリゾントライト		1列	<u>3,900</u>	(現行のとおり)	同上

	ローアール水平ライト	1列	3,400	(省略)
	(省略)			
	LEDピンスポットライト	1台	1,200	(省略)
	(省略)			
	簡易ローアール水平ライト	1台	370	(省略)
	カッターライト	1台	800	(省略)
	(省略)			
大ホール 音響設備	(省略)			
	プロセニアムスピーカー	1組	3,000	(省略)
	(省略)			
	オーディオレコーダー	1台	1,000	(省略)
	(省略)			
大ホール 映写設備	プロジェクター	1台	25,100	(省略)
	(以下省略)			

備考 (省略)

	ローアール水平ライト	1列	4,000	(現行のとおり)
	(現行のとおり)			
	LEDピンスポットライト	1台	1,500	(現行のとおり)
	(現行のとおり)			
	簡易ローアール水平ライト	1台	630	(現行のとおり)
	カッターライト	1台	210	(現行のとおり)
	(現行のとおり)			
大ホール 音響設備	(現行のとおり)			
	プロセニアムスピーカー	1組	1,500	(現行のとおり)
	(現行のとおり)			
	オーディオレコーダー	1台	320	(現行のとおり)
	(現行のとおり)			
大ホール 映写設備	プロジェクター	1台	8,300	(現行のとおり)
	(以下現行のとおり)			

備考 (現行のとおり)

同上

同上

同上

同上

同上

同上

様式 1

市民ホール使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市教育委員会

住所又は所在地

氏 名

(団体にあつては、団体名及び代表者名)

電 話 番 号

下記のとおり使用したいので、承認の申請をします。

記

使用目的										
種別	音楽	舞踊	演劇	講演	集会	映画	講習会	研修会	美術	その他
入場料等徴収の有無		無 有			参加予定人数					
		円			名					
使用日時			室名	使用料	使用日時			物件名	使用料	
月	日	使用時間			月	日	使用時間			
		～					～			
		～					～			
		～					～			
		～					～			
		～					～			
計			円		計			円		
合計					円					

会場使用責任者 住 所

氏 名

電話番号

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 2

市民ホール使用承認書

年 月 日

様

札幌市教育委員会 印

下記のとおり使用を承認します。

記

使用目的										
種別	音楽	舞踊	演劇	講演	集会	映画	講習会	研修会	美術	その他
入場料等徴収の有無		無 有			参加予定人数					
		円			名					
使用日時			室名	使用料	使用日時			物件名	使用料	
月	日	使用時間			月	日	使用時間			
		～					～			
		～					～			
		～					～			
		～					～			
		～					～			
計			円		計			円		
合計					円					

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 3

市民ホール特別設備等承認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市教育委員会

住所又は所在地
氏 名
(団体にあつては、団体名及び代表者名)
電 話 番 号

下記のとおり特別の設備又は物件を搬入し、又は設置したいので、承認の申請をします。

記

設備物件

設備物件名	規格	数量	設備物件名	規格	数量
搬入の日時		使用期間		使用場所	
月	日	時から			
		時まで			

特別設備搬入搬出責任者 住 所
氏 名
電話番号

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 4

市民ホール使用料減額（免除）申請書

年 月 日

（あて先）札幌市教育委員会

住所又は所在地

氏 名

（団体にあつては、団体名及び代表者名）

電 話 番 号

下記のとおり使用料の減額（免除）の申請をします。

記

使用目的	
使用場所	
使用期間	
使用料	
減額(免除)申請理由(具体的に)	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 5

市民ホール使用料減額（免除）決定通知書	
年 月 日	
様	
札幌市教育委員会 印	
下記のとおり使用料を減額(免除)します。	
記	
使用目的	
使用場所	
使用期間	
減額(免除)金額	
差引納入金額	
減額(免除)申請理由(具体的に)	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 6

市民ホール販売行為承認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市教育委員会

住所又は所在地

氏 名

(団体にあつては、団体名及び代表者名)

電 話 番 号

下記のとおり、販売行為を行いたいので、申請します。

記

使用場所			
使用期間	年 月 日() ~ 年 月 日() 日間		
搬入日時	年 月 日() 時~ 時		
搬出日時	年 月 日() 時~ 時		
品名	販売単価	搬入数	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。